

## ○松山市農地情報公開台帳に関する要領

松山市農林水産振興課  
令和 8 年 7 月 3 日策定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、松山市内の農地が有効に利用され、遊休農地の発生防止及び解消に寄与することを目的とし、松山市農地情報公開台帳（以下「公開台帳」という。）に関して必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 住所、氏名、連絡先等の情報で特定の個人が識別できる情報をいう。
- (2) 農地情報 貸付けや売渡しを希望する農地の所在地番、面積、作付状況、その他地図上の位置の情報等で、かつ、個人が特定されないものをいう。
- (3) 所有者等 農地に係る所有権その他の権利に基づいて、当該農地の貸付け又は売渡しを行うことができる権限を有する者をいう。
- (4) 松山市農地情報公開台帳（以下「公開台帳」という。） 農地の貸付けや売渡しを希望する所有者等からの申込みを受けて、農地に関する情報を登録し、公開する台帳のことをいう。
- (5) 農地登録 公開台帳に農地情報を登録することをいう。
- (6) 登録農地 公開台帳に登録をされた農地のことをいう。

(農地登録申請及び通知等)

第 3 条 公開台帳に農地情報の登録を希望する所有者等は、松山市農地情報公開台帳登録申請書（様式第 1 号）及び登録農地情報一覧票（様式第 2 号）に必要な事項を記入して添付書類とともに松山市農林水産振興課（以下「松山市」という。）に提出しなければならない。

なお、登録を希望する農地について貸付を希望する場合は、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構（以下「機構」という。）が定める農地中間管

理事業実施要領に規定する貸付希望農用地等の機構登録申請書一式も併せて提出しなければならない。

- 2 松山市は、前項の規定による申請があったときは、当該農地の現地確認をした上で、その内容を審査し、適当と認めるときは公開台帳に登録し、松山市農地情報公開台帳登録通知書（様式第3号）により当該申請者に通知する。
- 3 松山市は、第1項の規定による申請の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請を却下し、松山市農地情報公開台帳登録却下通知書（様式第4号）により当該申請者に通知する。
  - (1) 所有者等が松山市暴力団排除条例（平成22年12月28日松山市条例第32号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等であると認められる者であるとき。
  - (2) 農地に所有権以外の権利が設定されているなど、貸付け又は売渡しが困難であるとき。
  - (3) 農地が他の法令により権利設定又は移動の制限を受けるとき。
  - (4) 農地の隣接地との境界が不明なとき又は境界に争いがあるとき。
  - (5) 所有者等の農地を使用する権原について争いがあるとき。
  - (6) 農地登録の申請内容に虚偽があると認められるとき。
  - (7) その他の事由により適当でないと認められるとき。

（農地登録事項の変更）

第4条 第3条第2項の規定による登録の通知を受けた所有者等（以下「農地登録者」という。）は、登録されている農地情報に変更があったときは、速やかに松山市農地情報公開台帳登録内容変更申請書（様式第5号）に必要な事項を記入して、提出しなければならない。

- 2 松山市は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは公開台帳の記載事項を変更し、松山市農地情報公開台帳変更通知書（様式第6号）により当該申請者に通知する。
- 3 前項の規定にかかわらず、松山市は、その所掌する業務により公開台帳の記載されている情報のうち、希望種別、貸付希望額、売却希望額を除く

情報に変更があることを知ったときは、これを変更もしくは削除することができる。

(農地登録の廃止)

第5条 農地登録者は、農地情報の登録を廃止する必要があるときは、速やかに松山市農地情報公開台帳登録廃止届(様式第7号)に必要な事項を記入して、松山市に届出なければならない。

2 松山市は、前項の届出があったときは、対象農地の登録を廃止する。

3 第3条第1項の規定により機構登録申請書を提出し機構のホームページに農地情報の掲載がある場合は、機構が定める農地中間管理事業実施要領に規定する貸付希望農用地等の機構登録の取下げ届出書も併せて提出しなければならない。

(登録農地の公表等)

第6条 松山市は、松山市公式ホームページへの掲載その他の方法により公開台帳を公表することができる。

(交渉及び報告)

第7条 登録農地に係る貸借、売買等に関する一切の交渉及び契約(以下「契約交渉」という。)については、各当事者間で行う。

2 契約交渉に関するトラブルについては、各当事者間で解決する。

3 各当事者は、松山市に契約交渉の結果を報告する。

(個人情報の取扱い)

第8条 公開台帳に係る個人情報を取り扱う者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他の関係法令のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 個人情報を他に漏らし、自己の利益若しくは不当な目的のために取得し、又は利用しないこと。

(2) 個人情報を毀損又は逸失することがないように適正に管理すること。

(3) 個人情報は、公開台帳に係る業務終了後、速やかに廃棄、消去その他の適正な措置を講ずること。

2 各当事者は、契約交渉の相手方の個人情報の取り扱いについて前項の規定を遵守しなければならない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、令和8年7月3日から施行する。